

第1の1の(2)に次のように加える。
 Ⅰ 微生物製菌制御剤製剤システム
 第1の1の(2)に次のように加える。
 (3) 農作業の安全性向上に資する機械
 農作業事故の実態を踏まえた農作業の安全
 性向上に資する高性能農業機械
 ア 乗用型トラクターの片側ブレーキ防止装
 置
 イ 自脱コンバインの手こぎ部の緊急即時
 停止装置

第1の2の(1)中工を削り、オをエとし、力を削
 り、キをオとし、ア及びイを次のように改める。
 ア いちごパッキング詰めロボット
 ロボット技術によるいちごの自動パッ
 ク詰め
 イ ロケット収穫機
 ウ ッカセ収穫作業の機械化による効
 率的な取扱・反転
 第1の2の(2)中イからエを削り、アをウとシ、
 ウの前に次のように加える。
 ア 高性能大蒸気を利用した高性能な種子消
 毒
 イ ノーストローヤのノーストロー制御装
 置
 ア ヲの上下・前後方向の振動抑制に
 よる圃場の圃場度かつ圃場効率な散布
 第1の2の(2)に次のように加える。
 Ⅰ 微生物製菌制御剤製剤システム
 Ⅱ 悪臭抑制の発動を低減・準準化して微
 生物環境を制御

○特許庁告示第九号
 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基
 づき登録調査機関として登録した社団法人化学情報協会から、名称を変更する届出があったため、同法
 第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成二十三年四月二十五日
 特許庁長官 岩井 良行

| | | |
|--------|------------------|------------------|
| 登録番号 | 変更後の登録調査機関の名称 | 調査業務を行う事務所の所在地 |
| 第三(一)号 | 一般社団法人 化学情報協会 | 東京都文京区本駒込六丁目2番4号 |

○特許庁告示第十号
 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基
 づき登録調査機関として登録したパテントオンラインサーチ株式会社から、調査業務を行う事務所の所
 在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に
 基づき、次のとおり公示する。
 平成二十三年四月二十五日
 特許庁長官 岩井 良行

第1の2の(2)に次のように加える。
 (3) 農作業の効率向上に資する機械
 ア 乗用型トラクターの片側ブレーキ防止装
 置
 イ ブレーキの適切な運用による安全な
 作業
 Ⅰ 自脱コンバインの手こぎ部の緊急即時
 停止装置
 Ⅱ 手こぎ部の非接触防止による効率
 向上

○農林水産省告示第八百四十五号
 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関す
 る法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七
 条の三第二項において準用する同法第十七条の二
 第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機
 関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項
 において準用する同法第十七条の二第三項の規定
 に基づき公示する。
 平成二十三年四月二十五日
 農林水産大臣 鹿野 道彦
 登録更新年月日及び登録更新番号
 平成二十三年二月二十三日 第九十一号
 登録認定機関の名称及び住所
 株式会社西条産産業情報センター 愛媛県
 西条市神拝甲百五十番地の1
 登録認定機関が行う農林物資の種類
 有機農産物
 四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行
 う登録認定機関の事業所の所在地
 (1) 認定を行う区域
 愛媛県
 認定を行う事業所の所在地
 愛媛県西条市神拝甲百五十番地の1

○国土交通省告示第四百十六号
 地すべり等防止法昭和三十三年法律第三十号）
 第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり
 防止区域に指定する。
 平成二十三年四月二十五日
 国土交通大臣 大畠 章宏
 新潟県大門地すべり防止区域
 次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七
 号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号
 を結んだ線に囲まれた土地の区域
 新潟県三島郡出雲崎町
 大字立石
 字江又刈 八三三番一 一号
 字オノ木 八二四番 二号
 三号から五号ま
 で
 大字米田 七五八番 六号
 字靴ヶ入 七七一番一 七号
 七五七番 七号
 七五七番二 八号
 七七八番四 九号
 七七八番六 十号
 七七八番一 十一号
 七七八番二 十二号
 七七八番一 十三号
 大字二百刈 七七七番 十四号
 大字大門 七七七番 十五号
 字門前 八九番 十六号
 字妙法 七五番三 十七号
 字八幡林 三六番一 十八号
 大字川西 四番五 十八号
 字後谷 四番一 十九号
 二番九 二十号及び二十
 一号
 二番一 二十一号
 一一四三番二 二十二号
 八八番六 二十三号
 一〇〇番八 二十四号
 一一七番一五 二十五号
 一一六番一 二十六号
 一一六番一 二十七号

○国土交通省告示第四百十七号
 地すべり等防止法昭和三十三年法律第三十号）
 第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり
 防止区域に指定する。
 平成二十三年四月二十五日
 国土交通大臣 大畠 章宏
 長野県前沢地すべり防止区域
 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四
 号までを順次結んだ線及び標柱四号と一号を湯
 原沢右岸官民地界に沿って結んだ線に囲まれた
 土地の区域
 長野県北安曇郡小谷村大字北小谷
 字みぞ草 二七二〇番四 一号
 字大入 二四〇九番一 二号及び三
 字上ノ平 二六二三番三 四号
 ○国土交通省告示第四百十八号
 地すべり等防止法昭和三十三年法律第三十号）
 第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり
 防止区域に指定する。
 平成二十三年四月二十五日
 国土交通大臣 大畠 章宏
 長野県相道寺地すべり防止区域
 次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱二号
 を昭和三十年農林省告示第七百七十号及び昭和
 三十六年農林省告示第千六百十六号で指定され
 た土地の境界線に沿って結んだ線、標柱一号から
 四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭
 和八年長野県告示保編第一号で指定された土地
 の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から九号
 までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結ん
 だ線に囲まれた土地の区域
 長野県北安曇郡池田町大字会染
 一六〇九番一 一号
 一六一〇番一 二号
 一六五一番口の1 三号
 一六四七番一 四号
 一六三七番一 五号
 一六五七番一 六号
 一五二六番一 七号
 一六一四番一 八号
 一六一一番一 九号

| | | |
|--------|------------------|----------------|
| 登録番号 | 登録調査機関の名称 | 変更後の事務所の所在地 |
| 第七(一)号 | パテントオンラインサーチ株式会社 | 東京都港区赤坂一丁目9番3号 |

| | | |
|--------|------------------|----------------|
| 登録番号 | 登録調査機関の名称 | 変更後の事務所の所在地 |
| 第七(一)号 | パテントオンラインサーチ株式会社 | 東京都港区赤坂一丁目9番3号 |